

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から14年5月8日まで
A社における標準報酬月額が、平成13年3月1日までさかのぼって、53万円から9万8,000円に引き下げられている。

しかし、実際に給与が下がった事実はなく、厚生年金保険料も以前と同額が引き続き控除されていたので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成14年5月8日）の後の同年5月31日付けで、13年3月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、事業主についても同日付けで標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる上、滞納処分票によると、当該事業所は、当該減額処理が行われた当時、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、当該減額処理が行われた当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、事業主及び社会保険事務を担当していたとするその妻は、「申立人は、パチンコ店のホール担当として働いており、社会保険の手続に関しては全く関与していなかった。標準報酬月額の減額についても、申立人に説明していないし、同意も得ていない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、平成6年6月及び同年7月は20万円、同年8月から8年2月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8年3月から同年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月から9年1月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から8年3月31日まで
② 平成8年3月31日から9年2月1日まで

平成元年4月からB村のA社に勤務し、ホテルCのフロント等の業務に就いていた。6年6月から標準報酬月額が9万8,000円となっているが、途中で給与が下がったことはなかったため、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成8年3月31日となっているが、9年2月1日に、ホテルの経営がD社となるまでは、申立期間②を継続して勤務していたため、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録では、当初、申立人のA社における標準報酬月額額は、平成6年6月及び同年7月は20万円、同年8月から8年2月までは24万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年

金保険の適用事業所に該当しなくなった日（8年4月1日）より後の同年5月8日付けで、6年6月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所において、平成8年5月8日付けで、申立人と同様に、10人もの元同僚の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた平成6年6月及び同年7月は20万円、同年8月から8年2月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、雇用保険及び賃金台帳の記録により、申立人は、平成9年1月31日までA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間②に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成8年3月から同年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月から9年1月までは26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。しかし、雇用保険及び賃金台帳の記録により、当該事業所は、当該期間についても営業を継続していることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成元年11月は16万円、同年12月は17万円、2年1月は18万円、同年2月は17万円及び同年4月から同年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成2年10月31日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月10日から2年10月31日まで
② 平成2年10月31日から同年12月26日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給料から控除されていた厚生年金保険料と比べて低く記録されているので、申立期間①の標準報酬月額を控除額に見合う額に訂正してほしい。

また、当該事業所における被保険者資格喪失日は平成2年10月31日と記録されているが、当該事業所には、当該事業所が倒産するまで勤務したので、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①（平成2年3月及び同年9月を除く。）については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成元年11月は16万円、同年12月は17万円、2年1月は18万円、同年2月は17万円及び同年4月から同年8月までの期間は18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、当該事業所は既に倒産している上、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成2年3月及び同年9月については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、A社に平成2年12月20日まで継続して勤務し、当該期間のうち、同年10月31日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、平成2年10月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、取引銀行の不渡手形記入帳により、当該事業所は、同年12月25日に倒産していることが確認できるとともに、事業主及び元同僚が、「全喪から倒産に至るまでの期間中も複数の従業員が勤務し、通常と変わることなく操業していた。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成2年12月21日から同年12月26日までの期間については、申立人の当該事業所での勤務実態をうかがわせる事情は見当たらず、申立人及び元同僚は、いずれも「平成2年12月分の給料はもらえなかった。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和25年7月1日)及び資格取得日(27年4月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を25年7月から同年11月までは4,500円、同年12月から26年7月までは5,000円、同年8月から同年9月までは6,000円、同年10月から27年3月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年7月1日から27年4月1日まで

昭和24年1月7日から58年11月30日までの期間、A社B所(26年4月30日までは、当該事業所の前身であるC社D支社)に継続して勤務し、24年7月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間が空白となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社B所において昭和24年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年7月1日に資格を喪失後、27年4月1日に同社B所において再度資格を取得しており、25年7月から27年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間において同社B所に継続して勤務(昭和26年5月21日から同年10月7日までの期間は、E社F事務所D分室に在籍出向)していたことが認められる。

また、A社は、「申立人が正社員となったのは、昭和27年4月1日であるものの、正社員となる前の24年7月1日から25年7月1日までの期間にお

いて厚生年金保険の記録があることから、申立期間においても申立人の給与から保険料を控除していたものと思われる。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び元同僚の記録から、昭和 25 年 7 月から同年 11 月までは 4,500 円、同年 12 月から 26 年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から同年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 27 年 3 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 7 月から 27 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 7 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、その前後の期間に比べて低くなっている。
この期間の給与が下がったという記憶は無いので、理由が分からない。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 2 年 10 月の定時決定により、申立期間前の 53 万円から 44 万円に下がり、3 年 10 月の定時決定により、47 万円に上昇した後、申立期間後の 4 年 7 月の随時改定により 53 万円となっていることが確認できる。

このことについて、A 社は、「人事記録によると、申立人は、申立期間を含む、平成 2 年 5 月から 8 年 3 月までの期間について、海外赴任をしていることが確認できる。当社では、海外赴任中の者も厚生年金保険に加入させているが、海外赴任中に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額は、当社が独自に定めた基本給の一覧表から算定し、社会保険事務所（当時）に届け出ている。この基本給には、時間外手当、通勤手当及びその他の諸手当は含まれていないので、海外赴任に伴い、標準報酬月額が従前よりも下がることがある。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人と同時期に入社した同僚のうち、自身の記憶により、申立期間及びその前後の期間において海外に赴任したとする 5 名の標準報酬月額は、いずれも海外赴任の開始に伴い、従前に比べて下がっていることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額が、申立期間中に上昇していることについて、

当該事業所は、「海外赴任時の基本給には、資格や年齢による加給が含まれており、申立人についても、申立期間当時の資格や年齢からすると、それらの加給があったと考えられる。また、昇格による昇給もあるので、通常、基本給は徐々に上昇していく。申立人は、海外赴任中であった申立期間中に加給の増額や昇格による基本給の上昇があり、そのため、標準報酬月額が、平成3年10月の定時決定及び4年7月の随時改定において上昇したと考えられる。」と証言している。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないとしている上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から34年10月1日まで

以前、社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をしたところ、A社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金を支給されたことになっているとの説明を受けた。

脱退手当金をもらった記憶は無く、自分で請求はしていないし、退職する時に会社から脱退手当金の説明を受けてもいない。

脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し、受給要件を満たしている女性12名のうち、10名に脱退手当金の支給記録があり、このうち8名は資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われているところ、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和34年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

A医院に正社員として採用され、受付及び歯科助手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、歯科助手としてA医院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A医院が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立期間当時、A医院に勤務していた同僚2名は、「A医院は、厚生年金保険に加入していなかったため、勤務当時は、健康保険についてはB県歯科医師国民健康保険組合又は市町村の国民健康保険に加入し、年金については国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚2名は、申立期間当時、国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、A医院の院長は、「当院は、厚生年金保険の適用事業所となったことはないため、当然ながら給与から厚生年金保険料を控除したこともない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月27日から46年1月1日まで

申立期間について、A社に経理担当者として従事していたが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、自らが厚生年金保険任意包括適用申請の事務手続を行い、当初から自らも厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、複数の元同僚は、「申立人はA社の設立時から経理の責任者で、社会保険事務を行っていた。」と証言していることから、正確な期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和42年7月27日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっているが、当初の厚生年金保険被保険者資格取得者4人の中に、申立人の氏名は無く、同日以後の申立期間においても申立人の氏名は確認できない上、当該名簿には、健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

また、申立人は、昭和42年4月3日の当該事業所設立時に勤務していた申立人以外の従業員5人の名前を挙げるものの、上記の当初の厚生年金保険被保険者4人の名前については記憶が曖昧である上、申立人は、「申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料控除額については覚えていない。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無く、複数の元同僚からは勤務に係る事情以外の

証言を得られないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間当時、当該事業所における経理の責任者として、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から41年10月1日まで
昭和33年10月1日から41年10月1日までの期間、A社に山師として勤務し、厚生年金保険に加入したにもかかわらず、被保険者記録が無い。給与計算書があるので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が現場住み込みの山師としてA社（現在は、B社）に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、当時の当該事業所の社会保険事務担当者及び複数の元同僚は、「申立期間当時、現場住み込みの山師については、給与形態が出来高払いであり、失業保険には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言しているところ、申立人が所持する申立期間に係る複数の給与計算書によると、保険料欄に記載されている控除額は、報酬月額に基づく厚生年金保険料と比較して大幅に低い上、当時の雇用保険料に近似する金額であることから、当該給与計算書に記載された控除額には、厚生年金保険料は含まれていないものと考えられる。

さらに、B社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 21 日から 40 年 4 月 1 日まで

昭和 31 年 4 月から A 社の B 班で日雇として勤務し始め、32 年 8 月 1 日から厚生年金保険被保険者となった。その後、作業現場を転勤していたが、C 建設所管内の D 県 E 村の F 作業所で G 災害の復旧工事をしていた期間うちの一部期間の厚生年金保険記録が抜けている。私自身が B 班の帖付として賃金台帳を作成しており、申立期間中も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び 2 級工長資格登録証の発給日により、申立人は申立期間において、A 社の B 班の帖付として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者整理名簿による申立人の厚生年金保険被保険者の記録は、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることから、当該事業所は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと推認される。

また、当該事業所の人事担当者は、「班の労働者を厚生年金保険に加入させるかどうかの判断は、各現場で行っていたと思われる。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人と同じ現場において同種の仕事に従事していた元同僚 1 人も、申立人と同日で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間当時の当該事業所の当該現場においては、帖付業務の労働者について、厚生年金保険被保険者とししない取扱いであった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで、正社員で勤務し健康保険証もあった。同年 4 月 * 日に結婚したため、同月からアルバイト勤務になり国民年金に加入したが、それ以前の申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及びA社から提出された総勘定元帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の上司及び複数の元同僚は、「申立人は、アルバイト勤務であった。」と証言している上、当該総勘定元帳によると、申立期間における申立人の賃金は、給与ではない雑給として扱われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、アルバイト勤務していた複数の元同僚には、当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該元同僚は、「アルバイト期間は、被保険者でなかった。」と証言をしている。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 688 (事案 5 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 42 年 2 月まで

前回の申立てでは、年金記録の訂正は必要でないという決定となったが、申立期間当時、A社のB関連会社に赴任した同僚全員に厚生年金保険の被保険者期間があるのに、自分だけないのは納得できない。もう一度調べてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人がA社のB関連会社に勤務していたことは、当該B関連会社に赴任した元従業員の証言等からうかがえるものの、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人には申立期間当時の雇用保険の記録も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証言や証拠は無いものの、前回の年金記録の訂正は必要でないとする判断に納得できないとして再申立てを行ったものであり、再調査の過程で、新たに元従業員から、海外赴任中に支給された留守宅手当から厚生年金保険の保険料控除が行われていた旨の証言が得られた。

しかし、当該元従業員は、海外赴任中に同社の国内関連事業所に所属していたことが確認できるところ、複数の元従業員に聴取しても、申立人の申立期間における国内事業所での雇用関係をうかがわせる事情は確認できない。

また、別の元従業員は、「海外赴任中の日本の年金記録が無いとすれば、会社がいったん退職扱いにして、現地で採用し、帰国後に再雇用されたことも考えられる。」と証言している。

さらに、A社の後継会社であるC社は、「当時海外赴任者に支給されたと

される留守宅手当については、当社との合併前の話であり、当時の資料は無く、担当者も不明で分からない。」としており、申立人に当該手当が支給されていたことを確認することができない。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 689 (事案 216 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 6 日から 41 年 3 月 1 日まで
前回の申立てについては、脱退手当金を受給していないことが認められなかったが、申立期間当時は第一子の育児に追われ、脱退手当金のことは全く頭に浮かばなかったため、請求も受給もしていない。その証拠として当時の育児日記を提出するので、申立期間について脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月6日に支給決定が行われており、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金の支給決定日当時は第一子の育児に追われ、脱退手当金のことは全く頭に浮かばなかったため、請求も受給もしていない。」として当時の育児日記を提出しているところ、申立人に係る戸籍謄本により、支給決定日の約5か月前に長女を出産していることが確認できることから、申立人の主張どおり支給決定日当時は、育児に追われていたことは推認できるものの、この事実をもって申立人が申立期間の脱退手当金を請求しなかったことをうかがわせる事情とは言い難く、当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
④ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
⑤ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 20 日までの期間、A社でB舟下りの切符の販売等の仕事をしていた。厚生年金保険は、毎年 4 月 1 日に資格取得し、同じ年の 11 月 21 日に資格喪失していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間において、給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたはずなので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において、季節労働者としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は申立期間④の途中である昭和 40 年 6 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、昭和 36 年 11 月 20 日に在籍していた従業員 35 名のうち、申立期間①の始期である昭和 37 年 4 月 1 日において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者は、正社員とみられる 2 名のみであり、申立期間②から④までに厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者は、正社員とみられる申立人の元上司 1 名のみであることが確認できることから、当時の当該事業所

では、申立人を含む季節労働者に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

さらに、複数の元同僚は、「昭和 36 年に起きた災害の後、B 川の景観が悪くなり、客が減って会社の経営が苦しくなったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかった。」と証言している。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い。

このほか、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。